

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における保有個人情報の開示の実施方法について

平成18年4月1日
機 構 長 決 定

大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第5条第2項に基づく保有個人情報の開示の実施方法は、次のとおりとする。

- 1 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、（2）の方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。
 - （1）当該文書又は図画（法第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、（2）に規定するもの）の閲覧
 - （2）大学共同利用機関法人自然科学研究機構における情報公開に係る開示方法及び手数料について（平成18年4月1日機構長決定）の2（1）に掲げる方法による交付

- 2 電磁的記録、映画フィルム及びスライドに記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。
 - （1）大学共同利用機関法人自然科学研究機構における情報公開に係る開示方法及び手数料について（平成18年4月1日機構長決定）の3から5に掲げる方法による閲覧、視聴又は複写したものの交付

附 則

この決定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、平成26年7月22日から施行する。